

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月11日 12時04分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第7区 久里浜内防波堤灯台から真方位083°690m付近 (概位 北緯35°13.4′ 東経139°43.6′)
事故の概要	油送船第二十二 ^{みなと} 港丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油送船 第二十二港丸、60トン 128785、ユーシートレード株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラ及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、右舷標識（港奥に向かって標識の右側に浅瀬があることを示す標識）である久里浜大塚根灯浮標（以下「本件ブイ」という。）付近で、主機を中立運転として漂泊した。 本船は、船長が、入港してきたタグボートの船長から急いで補油してほしい旨の電話を受け、依頼どおりに早く補油しなければならないと思い、最短の経路を航行しようと本件ブイの右側を西北西進したところ、浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、船長が、依頼どおりに早く補油しなければならないと思い、最短の経路を航行しようと右舷標識である本件ブイの右側を航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、依頼どおりに早く補油しなければならないと思い、最短の経路を航行しようと右舷標識である本件ブイの右側を航行したため、本船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・方位標識等が設置された海域においては、同標識等が示す可航水域を航行すること。